

令和2年6月1日

学生、教職員の皆様へ

学長 上田 孝典

福井県に係る緊急事態措置が解除された本学の対応について(更新)

先に休業要請を解除した本学における対応を5月31日(日)までと示したところですが、福井県からの6月1日(月)以降の新たな対応要請を受け、この度、6月1日(月)より18日(木)までは、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

今後は、本通知、学生行動指針、職員行動指針及び県民行動指針に則し、適切に対応するようお願いします。

学生行動指針、職員行動指針

<https://www.u-fukui.ac.jp/covid19/>

県民行動指針

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>

記

1. 学生の教育について

・引き続き、前期の授業は、基本的に全て遠隔授業により行う。

ただし、実験・実習など、遠隔授業によることが困難な場合は、分散実施や実施時期の変更など、3密を徹底的に回避する対策を講じた上で、感染リスクに十分配慮して実験・実習等を行うこととする。

・首都圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、北海道及び感染状況が悪化した地域(本学では、6月18日(木)までの間は北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び福岡県の6都道県を対象地域として取扱う。以下同じ。)との不要不急の往来は、引き続き自粛すること。

・首都圏、北海道及び感染状況が悪化した地域から、福井県に移動する学生の場合、移動後2週間の健康観察のうち登学することができる。今後の感染状況によっては、その都度学生ポータル等で周知するので、最新の情報に注意すること。

2. 研究活動について

・研究室における研究・学生指導等については、各学部長・研究科長がやむを得ないと認めた場合に限り、3密を徹底的に回避する対策を講じた上で、行うことを可能とする。なお、実施に当たっては、学生からの同意を得ておくこととする。

- ・研究活動を実施するにあたっては、文部科学省の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」を参考にすること。

https://www.mext.go.jp/content/20200515_mxt_kouhou02_mext_00028_01.pdf

3. 大学業務について

- ・原則として、教員は、本学において遠隔授業を行う。
ただし、部局長が認めた教員や非常勤講師については、在宅勤務での遠隔授業を行うことができる。
- ・身体的距離の確保を行ない、3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じた上で、業務を行うこと。
- ・関係者の来学、会議及びイベントの開催については、オンライン会議等を活用し、極力控える。なお、本学の業務上やむを得ず、来学させる場合及び会議等を開催する場合は、収容定員の半分以下(最大 100 人)の参加を条件に、出席者の連絡先を把握し、マスクの着用や3密を徹底的に回避するなど感染拡大防止対策を講じた上で、実施すること。

参考:開催可能規模(福井県のホームページ)

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>

- ・部局長は、職場における感染防止対策を徹底するため、部局の実情に応じた在宅勤務を実施することができる。また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、自宅待機させることとする。

4. その他

- ・首都圏、北海道及び感染状況が悪化した地域との不要不急の往来は、引き続き自粛すること。
- ・教職員は、首都圏、北海道及び感染状況が悪化した地域から福井県に移動する場合は、移動経路の把握をするとともに、移動後必ず注意深く健康観察を行うこと。また、発熱、咳、全身の倦怠感等風邪様の症状がみられる際は、速やかに部局長に報告すること。
- ・他県への出張等自粛要請について(通知)【令和2年4月23日学長通知】については、本通知をもって解除することとする。
- ・附属病院の立ち入りに関する留意事項(依頼)【令和2年3月5日学長通知】については、引き続き留意すること。
- ・引き続き、手洗い・消毒などの適切な措置を講ずると共に、人と人との間隔を空け、3つの「密」を徹底的に避けること。

【本件担当・連絡先】

総務部総務課

内線: 2015, 2013

E-mail: s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp